

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	白岡市 112461
地域名 (地域内農業集落名)	大山地区 (荒井新田地区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	46.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	46.5 ha
② 田の面積	38.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	12.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	17.7 ha
(参考) 区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	12.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	4.7 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における80才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・ 当地区における農業経営主の平均年齢は71.7歳と高齢化が進み、後継者不足もあいまって、遊休農地の更なる増加が懸念される。
- ・ 昭和34年度に基盤整備事業を実施した地区は、水田と畑地の区画が整理されているが、農道が狭いため大型の農業機械の使用が難しい状況にある。なお、昭和51年度から昭和58年度に基盤整備事業を実施した地区は、主に水田の区画整理とパイプラインの整備が行われ良好な耕作条件が整備されている。
- ・ 柴山沼北側の住宅地に近い畑地帯は基盤整備が行われていないため、不整形な農地や接道がない農地が多く、担い手への貸付拡大が難しい。今後、地域の状況を踏まえて、地域計画の区域編入を検討する必要がある。見直しを検討していく必要がある。
- ・ 市の特産である梨の栽培が盛んな地区であったが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより多くの梨園が伐採されつつあり、梨の栽培面積が年々減少している。
- ・ 圏央道のインターチェンジが近くに整備されたことから開発の圧力が高まっており、農業関係の会社等の参入や物流など農業系以外の開発の相談が増加している。
- ・ 経営面積の縮小等を検討する農家や後継者不在の農家が多いため、新たな農地の担い手が確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・ 地区内外から農業法人や認定農業者・新規就農者等の意欲ある担い手を確保するとともに、担い手への農地の集積・集約化を段階的に進める。
- ・ 農業の効率化を図るためスマート農業の導入を進めるとともに、必要に応じて、農地の大区画化や農道の拡幅など、必要な基盤整備事業の実施を検討する。
- ・ 市の特産である梨の振興を図るため、意欲ある担い手への既存梨園の継承や、農地の集積・集約化による団地化を図る。
- ・ 新規就農者の参入を促進するため、必要に応じて、農地の大区画化等の基盤整備や補助事業の活用を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、農業を担う者への農地の集積・集約化を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	29.3	%	将来の目標とする集積率
			38.1 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農業を担う者が利用する農地面積の団地数及び面積は、1個所、平均10a(令和5年度時点) 農業を担う者への農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用し、農業法人や認定農業者などの意欲ある担い手へ農地を集積するとともに、農地の集約化による団地化を進め農作業の効率化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農業委員等と調整し、農地所有者の貸付意向時期に配慮しつつ、段階的に農地中間管理機構を活用した担い手への貸付けを進める。 また、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に担い手への農地の集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、必要に応じ、農地の大区画化や農道の拡幅等の基盤整備の実施を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・ 地域内外から農業法人や認定農業者・新規就農者など多様な経営体を募り、担い手の確保を図る。 ・ 農業を担う者については、白岡市や農業委員会、春日部農林振興センター、南彩農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)										
<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等	
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他	

【選択した上記の取組内容】

③ 高齢化や後継者不足により担い手が減少していく中で、担い手への負担が増加していくことから、省力化に繋がるスマート農業の活用を進めていく。

⑤ 市の特産である梨の栽培面積を拡大するため、地権者と担い手で解約時の覚書を取り交わすなど、地権者が安心して農地を貸付られる環境の整備を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	耕作者A	水稻	4.99 ha	ha	水稻	7.52 ha	ha	A	
認農	耕作者B	野菜、果樹	2.77 ha	ha	野菜、果樹	2.77 ha	ha	B	
認農	耕作者C	水稻	0.42 ha	ha	水稻	0.42 ha	ha	C	
認農	耕作者D	水稻	0.61 ha	ha	水稻	1.37 ha	ha	D	
認農	耕作者E	水稻・果樹・野菜	1.25 ha	ha	水稻・果樹・野菜	2.08 ha	ha	E	
認農	耕作者F	梨・水稻	1.96 ha	ha	梨・水稻	1.96 ha	ha	F	
認就	耕作者G	果樹、水稻	1.64 ha	ha	果樹、水稻	1.64 ha	ha	G	
計	7経営体		13.64 ha	ha		17.8 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。